

世界法学会 2026 年度研究大会報告者公募のお知らせ

2025 年 9 月 1 日 世界法学会企画委員会

本学会は、2026 年 5 月 16 日（土）に京都大学において研究大会を開催します。

企画委員会は、2024 年からの 3 年間の研究大会について、「世界の持続可能性を支えるグローバルな規範の実現」という中期コンセプトを定めました。その上で、2026 年度の研究大会の年次テーマは、「国際規範を実現する多様な方式——グローバル法としての世界法の可能性」と設定しています。それらの趣旨については、末尾の資料をご参照ください。

この研究大会への報告者の一部を下記の要領で公募します。公募報告は全体会合において実施される予定です。若手の研究者や実務家をはじめ、多くの会員の方々の応募をお待ちしています。

◇ 記 ◇

1. 公募内容

公募報告者数の上限は 5 名。報告テーマは、上記の 2026 年度の年次テーマあるいは中期コンセプトにかかわるものであれば、特段の制約はありません。報告時間は 1 人 25 分で、報告後、質疑応答を行います。英語での報告を希望される場合は、ご相談ください。

2. 応募資格

2026 年度研究大会開催時に本学会の会員になっていること。本学会への入会手続きについては、本学会ホームページ(<https://www.jawl.jp/application.html>)をご覧ください。

3. 応募手続

次の①～⑦を記載したファイルを、**2025 年 12 月 15 日**までに、メールで本学会事務局宛 (info@jawl.jp) に送付してください。期日を過ぎた応募は、一切受け付けません。**昨年と締め切りが異なっていますのでご注意ください。**

- ①氏名
- ②所属・地位
- ③連絡先（メールアドレス）
- ④略歴・主要業績リスト
- ⑤報告テーマ
- ⑥報告の構成（目次など）
- ⑦報告概要（2,000 字以内）

4. 審査結果の通知

企画委員会で審査を行い、2025年12月末までに、応募者に結果を通知します。

資料

1. 中期コンセプト

「世界の持続可能性を支えるグローバルな規範の実現」

【趣旨】

気候変動の制御・人権の保障・国際経済活動の自由化など、グローバルな課題への法的な取り組みを中心に各年次研究大会のテーマ設定を行う。とくに、国際社会全体の持続可能性を支える一般的な価値や規範原理を実現するための、グローバルなシステムに着目したい。

2. 2026年度大会テーマ

「国際規範を実現する多様な方式——グローバル法としての世界法の可能性」

【趣旨】

グローバルな課題に応えるための法制度もしくは法的思考が、国家間の権利・義務関係を主題とする伝統的な国際法の枠組みに収まりきらないという問題意識は、従来から広く共有されている。パンデミックや人道的危機などの緊急事態に対処するためのグローバルな協力関係の設定、平和や人権保障などの国際社会の一般的な価値を具体的に実現するための仕組みや手続の構築、気候変動をはじめとする地球規模での対応を必要とする課題の解決など、私たちが取り組むべき火急の問題群は、他国に対する一国の権利や義務の実現という古い枠組みにおいて解決できるものではない。言い換えれば、グローバル・ガバナンスを実効的に作動させるための法的な思考は、もはや古典的な国際法の領域のみにとどまってはならず、国際法と国内法の協働を見通し、かつ、「ソフト・ロー」と呼ばれるような諸規範・諸基準を組み込む制度設計を可能とするものでなければならない。そこでは、国家や国際組織という伝統的な国際法主体のみならず、非政府組織やグローバル企業を含む様々な団体や個人が果たす役割にも考慮が払われるべきだろう。

20世紀以来、伝統的な国際法思考を再構築するためのさまざまな理論装置が提唱されてきた。なかでも「協力の国際法」や「トランスナショナル・ロー」という概念はよく知られている。21世紀において有力なのは「グローバル法」の諸理論であろう。これは、国際法上の権利・義務の担い手を（個人などの）非国家的アクターに拡大するだけでなく、規範の定立や実現の担い手として、非国家的なアクターをグローバルな秩序構想の中に組み込んでいるところにその特徴がある。政府機関や国際組織の代表、NGOの代表、民間財団の代表などが対等な資格で理事会を構成し、グローバルな規範の設定と実現を担う公私パートナーシップ（PPP）は、グローバル法を象徴する事例といえる。

翻って考えれば、世界法学会とは、このようなグローバル法のあり方を検討するために最適なフォーラムではなかろうか。私たちの学会は、その始まりから世界連邦運動との関りを持ち、必ずしも従来の国際法の思考枠組みにとらわれることなく、グローバルな統治を実現するための「世界法」のあり方を模索してきた。その問題関心は、グローバル・ガバナンスを作動させる法制度・法思考を探求するグローバル法の関心と深く共鳴するはずである。

今回の研究大会では、グローバル法と呼ばれる多様な現象の中でも、とくに規範の実現のプロセスに焦点を当てたい。ここでいう「規範の実現」とは、抽象的な規範が、個別の人間の具体的な振る舞いに対して現実に作用し、望まれた状態を現実に存在させることである。そのプロセスには実に多様なものが含まれる。例えば、国際人権規範の実現には、一国の議会がその規範に即応する国内法を制定することや、一国の裁判所がその規範を直接・間接に適用して紛争を解決することのほか、一国の行政機関がその行動指針として人権規範を参照すること、国際組織である人権委員会が人権規範に基づいて勧告を行うこと、非政府組織が人権規範の実現をその活動目的とすること、世界銀行などの金融機関が人権規範を投資の基準として援用すること、グローバル企業がサプライチェーンの構築にあたって人権規範の遵守を取引先に求めることなどが関わってくる。国際規範に基づくグローバル・ガバナンスが現実に作動する様相を具体的に探究してゆくことで、私たちは、世界連邦運動に始まるこの学会の問題関心に、より現代的なフォームを与えることができるのではないだろうか。